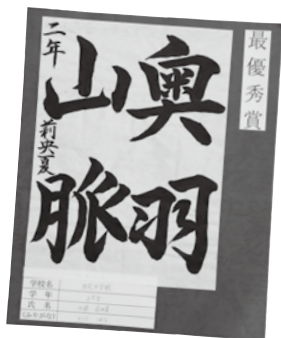


令和6年度大崎市民憲章書道コンクール表彰式を行いました

10月8日、令和6年度大崎市民憲章書道コンクール表彰式を行い、最優秀賞と優秀賞の受賞者を表彰しました。市内の小・中・義務教育学校28校から229点の応募があり、審査を経て28点の入選作品を選定しました。入選作品は、11月8日(金)まで展示しています。子どもたちの力作を鑑賞しませんか。



▲市ウェブサイト



入選作品の展示

期間 11月1日(金)～11月8日(金) 9時～21時
(初日は正午から、最終日は14時まで)
場所 図書館(来楽里ホール)1階

大崎市民憲章書道コンクール 最優秀賞・優秀賞受賞者		
区分	氏名	学校・学年
最優秀賞 (2人)	▶ 青沼 夢奈さん	古川第二小学校 6年
	▶ 加藤 莉央夏さん	田尻中学校 2年
優秀賞 (7人)	▶ 橋元 梓紗さん	沼部小学校 3年
	▶ 熊谷 桃海さん	古川第二小学校 4年
	▶ 有本 涼音さん	古川第五小学校 5年
	▶ 鈴木 凛菜さん	古川第四小学校 6年
	▶ 亀山 華凛さん	鹿島台中学校 1年
	▶ 三浦 萌々香さん	岩出山中学校 2年
	▶ 田口 桃衣さん	古川黎明中学校 3年



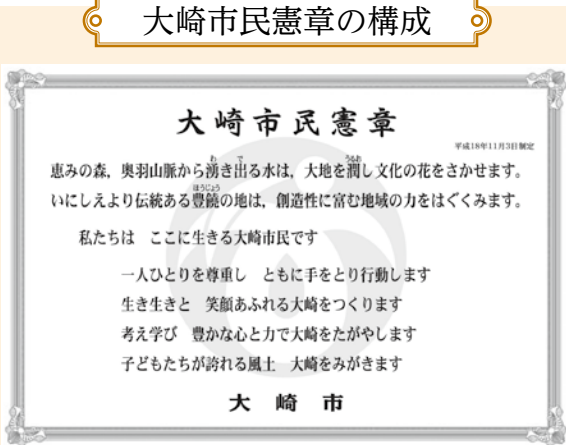
▲最優秀賞・優秀賞受賞者の皆さん

大崎市民憲章に
込められた思いとは



大崎市民憲章は、平成18年11月3日に制定され、大崎市に住む全ての市民の基本的な規範、指針となる宣言です。11月は、市民憲章の制定月です。改めて、市民憲章に込められている思いを紹介いたします。

市民憲章の配布
市民憲章の掲示を希望する個人や事業所などに、市民憲章の額(A2サイズ、420ミリメートル×594ミリメートル)を配布しています。



前文 恵まれた自然、豊かな文化、先人の築いてきた歴史と伝統への敬意と賞賛をうたい、市の風景が浮かぶように表現されています。

本文 市民が市に生きる誇りや喜びを感じ、市民としての責任を持ち、個人の尊重、互助精神、住民協働、安全・安心で快適な暮らし、人材育成や産業振興を希求し、先人から引き継いだ歴史や文化に磨きをかけ、次代を担う子どもたちが誇れる市を創造していくという思いが込められています。

令和7年度からの奨学生を募集します

図 学校教育課学校総務担当 ☎22212

令和7年4月から進学・進級する人で、大崎市奨学資金の貸与を希望する予約奨学生を募集します。

※高校在学中に貸与を受けていた人が、大学や専門学校へ進学し、引き続き貸与を希望する場合は、期間内に再応募してください。

大崎市奨学資金とは

有用な人材を育成するため、高校・大学などへの進学意欲のある人に教育を受ける機会を保障し、無利子で奨学資金を貸与する制度です。

貸与月額
高校生 1万5千円

大学生・短期大学生・専門学校生など 3万円または5万円

(選択制)

貸与期間

正規の修学年限が満了する月まで

貸与方法

年2回、奨学生名義の口座に振り込み

対象

次の全てを満たす人

1 保護者が市民であること

2 経済的理由で就学困難な人の貸与を希望する予約奨学生

3 第1学年から応募時点までの5段階評定の平均値が3.0以上の入

※3.0未満の場合は学校長の所見が必要で

4 2人の連帯保証人がいる人

(1人は保護者、もう1人は生計を別にする返済能力のある人)

償還方法

卒業した翌年から7年以内(5万円を選択した人は10年以内)に年賦、半年賦、月賦のいずれかの方法で全額償還してください。

※利子はありません。

大崎市奨学資金の申請方法

申請書などは、学校教育課(市役所本庁舎3階南側)および各基幹公民館、市内の中学校、大崎管内、登米市、栗原市の各高等学校で配布します。

募集人員

高校生 10人程度
大学生・短期大学生・専門学校生など 20人程度

大崎市奨学資金貸与事業へ
寄付を受け付けています

経済的理由で修学困難な生徒や学生に奨学資金を貸与するため、寄付を募集しています。寄付は、2,000円以上の場合に税制上の優遇措置(所得税や住民税などの控除)を受けることができます。詳しくは問い合わせください。

公共下水道(雨水)の工事を行います

図 下水道施設課整備担当 ☎5210

古川地域の浸水被害を軽減するため、雨水管きよを整備する工事を行います。工事作業中は、市道いちよう通線の一部区間で交通規制(通行止め)を行うため、通行時は迂回をお願いいたします。詳しくは、問い合わせください。

規制期間 11月および令和7年1月(各最大1ヵ月程度)

22時～6時
※工事の進捗により、規制期間を変更する場合があります。

場所 古川李埜三丁目地内の市道いちよう通線の一部区間

